

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 証券取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年9月18日

【事業年度】 第82期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

【会社名】 住友金属鉱山株式会社

【英訳名】 Sumitomo Metal Mining Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 家 守 伸 正

【本店の所在の場所】 東京都港区新橋5丁目11番3号

【電話番号】 03(3436)7926

【事務連絡者氏名】 経理部財務決算担当部長 中 山 靖 之

【最寄りの連絡場所】 東京都港区新橋5丁目11番3号

【電話番号】 03(3436)7926

【事務連絡者氏名】 経理部財務決算担当部長 中 山 靖 之

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

住友金属鉱山株式会社大阪支社
(大阪市中央区北浜4丁目5番33号(住友ビル内))

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月28日に提出いたしました第82期(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

- (1) ~ (3)省略
- (4) (5) (6)記載なし

(訂正後)

- (1) ~ (3)省略

(4) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。

また、取締役の選任は、累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

(5) 株主総会決議事項の取締役会での決議

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行できるようにするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

また、当社は、株主に対し機動的な利益還元を行えるようにするため、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として会社法第454条第5項の規定による中間配当をすることができる旨を定款で定めております。

(6) 株主総会特別決議の要件

当社は、株主総会特別決議に必要な定足数の確保をより確実にするため、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。